

# 梁啓超の国家論におけるルソーおよび ブルンチュリの位置

高柳信夫

学習院大学外国語教育研究センター  
『言語・文化・社会』第16号（2018）抜刷  
2018. 3. 31

# 梁啓超の国家論におけるルソーおよび ブルンチュリの位置

高柳信夫

## 1 はじめに

現在の世界の国際秩序の基本単位である主権国家は、その「発祥の地」であるヨーロッパにおいては、キリスト教を主軸とした中世的な普遍世界秩序の解体という内部からの動きを通して形成されたものだが、東アジアにおける国家形成は、欧米列強の侵入という契機によって、いわば外部から強制されたものであった。

中国でも、特に 19 世紀末葉以降、列強による中国分割が現実的な危機として意識されるようになると、それを回避するために中国を近代的な「国家」へと再編して列強に対抗することが喫緊の課題となっていったが、同時に、「国家」は当時の中国の知識人にとっては外来の異物であり、その自覚的な建設に当たっては、新たな「理論」が必要であった。

そして、19 世紀末葉から 20 世紀初頭にかけての中国において、「国家」という概念の普及という点で大きな貢献をした人物の一人が梁啓超である。彼は、この時期に、幅広い分野において、西洋の様々な思想・学術を中国に紹介したことが知られているが、「国家」の理論的考察という面でいえば、当時の梁啓超に特に強い影響を与えたのは、ルソーとブルンチュリであった。

かつての梁啓超研究においては、梁は 1898 年の戊戌政変によって日本への亡命を余儀なくされた後、まずルソーに傾倒していったが、1903 年のアメリカ訪問が大きなきっかけとなって、ルソー的理論に基づく共和国を中国において建設する可能性について明確に否定的な見解を抱くに至り、日本に戻った後、「政治学大家伯倫知理之学説」<sup>1</sup>を發表して、その政治的立場の「転向」を宣言した

---

1 『新民叢報』38・39 号 (1903 年 10 月、ただし実際の刊行は 1904 年に入ってからと見られる。『東

という見方が一般的であった。しかし、こうした見方に対して、梁啓超は、すでに1899年の段階で、彼が日本亡命直後に創刊した『清議報』にブルンチュリの「国家論」の一部の漢訳を掲載しており、以来、彼の国家観は基本的にブルンチュリ流の国家有機体説に拠ったもので、ルソーについては「十九世紀之母」としての歴史的役割を認めつつ、その上で「二十世紀之母」としてのブルンチュリをも、当時の中国に必要な処方として受容していたとして、訪米を境として梁の立場が「ルソーからブルンチュリへと移行した」とするのは適切でないとする有力な批判も提起されている。<sup>2</sup>

筆者としても、1899年以来、所謂「転向」以降まで、梁啓超の国家観の基盤にあったのは一貫してブルンチュリの学説であったということについては同意できる。ただ、仮に一時的なものであったにせよ、梁啓超がルソーの『民約論』に傾倒したことは間違いない事実であり、また、それは単にルソーに「十九世紀之母」としての歴史的役割を認めるだけのものにとどまらないように筆者には見える。そうなると梁におけるブルンチュリ的国家観の一貫性とルソーの「民約論」への彼の傾倒をどのように整合的に関係づけることが可能なのか、という問題が残る。そこで、本稿では、梁啓超の各時期における問題関心と関連させながら、梁啓超にとってブルンチュリとルソーの学説のそれぞれが、いかなる意味を持つものとして位置づけられていたかを改めて検討してゆくこととしたい。

1902年に執筆された自伝「三十自述」において、梁啓超は、1898年の戊戌政変後、日本へ亡命してからの一年の間に、日本語をある程度読めるようになり、そのために思想が一変したと述べている<sup>3</sup>。彼が日本において様々な書に触

---

邦協会報』の受贈書日に見える『清議報』『知新報』『新民叢報』一覧〔狭間直樹（編）『共同研究 梁啓超 西洋近代思想受容と明治日本』、みずず書房、1999年所収〕参照。

2 狭間直樹「『新民説』略論」〔注1前掲、狭間直樹（編）『共同研究 梁啓超 西洋近代思想受容と明治日本』所収〕、86-7頁および101頁参照。なお、1903年前後の梁啓超の国家思想は一貫しているという指摘は、狭間論文の注（101頁）でも言及されている山田央子「ブルンチュリと近代日本政治思想（下）」（『東京都立大学法学会雑誌』第33巻第1号、1992）、277頁も参照。

3 『飲冰室合集・文集』之十一、18頁。以下、『飲冰室合集』（1936年初版。参照したのは1989年の中華書局影印本）からの引用箇所については、『飲冰室合集・文集』は『文集』、『同・專集』は『專集』とし、その巻数・頁数を附記した。

れ、思想的に大きな影響を受けたことがうかがえる記述であるが、そうした中で、梁啓超は、1899年の段階でブルンチュリの国家学説を受容するとともに、ほぼ同時期に、ルソーについても、中国にとって有益な存在として肯定的な評価を下している。

つまり、梁啓超は、まず自身が創刊した雑誌『清議報』の11、15-19、23、25-31冊（1899年4-10月）に、德国伯倫知理著としてブルンチュリの『国家論』の漢訳を断続的に掲載<sup>4</sup>する一方で、「飲冰室自由書・破壊主義」において、ルソーの『民約論』こそが、最も今日の中国に適した処方であると述べている<sup>5</sup>のである。

しかし、ブルンチュリとルソーの関係についていえば、ブルンチュリは、ルソーの社会契約論を強く批判しており、日本で最初にブルンチュリの『一般国法学』を翻訳した加藤弘之も、ブルンチュリに触発されて、それまで自身が心酔していたルソー説について否定的な見解を持つようになったとされる<sup>6</sup>ように、両者の理論は矛盾・対立するものであった。そしてまた、梁啓超が『清議報』に掲載した『国家論』の漢訳文の中にも、ルソーの理論的欠陥を指摘した部分が含まれていることからみても、梁啓超は、ブルンチュリがルソーに対して批判的であったことを認知していたことは確実である。

従って、まず疑問となるのは、梁啓超は、ブルンチュリのルソー批判を承知

4 『清議報』に連載された「国家論」は、ブルンチュリの *Deutsche Statslehre für Gebildete*（公衆のためのドイツ国家学）（1874）の日本語訳〔平田東助・平塚定二郎（訳）『国家論』（春陽堂、1889）〕を吾妻兵治がさらに漢訳した『国家学』（善隣訳書館、1899年）を基本的に流用したものである点については、マリアヌ・バステイド（巴斯蒂）「中国近代国家観念遡源」（『近代史研究』1997年4号）参照。なお、梁啓超は吾妻の訳文の原稿を出版前に入手したものとみられ（吾妻訳の出版は1899年12月）、『清議報』に掲載されたものには、部分的な潤色が施されている。この点については、狭間直樹『梁啓超』（岩波書店、2016）、50-52頁参照。また、梁啓超が『清議報』に掲載した「国家論」は吾妻訳の一部のみで全文ではなく、また、その連載も突如中断されている。この点については、狭間『梁啓超』49-50、52-53頁参照。

5 『清議報』30冊、1899年10月15日。『専集』之二、25頁。なお、『清議報』『新民叢報』等の雑誌に掲載された梁啓超の文章の引用は基本的に『飲冰室合集』に拠るが、『全国报刊索引』編輯部によるデータベース「晚清期刊全文数据库（1833-1911）」の画像データによって原載部分を確認した（『飲冰室合集』未収録の文章についても同様）。

6 安世舟「明治初期におけるドイツ国家思想の受容に関する一考察—ブルンチュリと加藤弘之を中心として」（『年報政治学』26巻、日本政治学会、1975）、150-151頁参照。

の上で、1899年の段階でルソーの『民約論』に傾倒しえたのはなぜか、という点である。もちろん、「梁啓超は日本に来た当初の時期にブルンチュリの影響を受けたものの、それはさほど深いものではなく、ルソーのようなロマン的な色彩を持った思想の彼への影響には遠く及ばなかった」<sup>7</sup>という解釈であっさりと済ませることも不可能ではないが、梁啓超がルソーの『民約論』を賞賛していた時期においても、彼はブルンチュリの学説に対して決して否定的な評価を下していなかったことを踏まえると、事はそれほど単純ではないだろう。

## 2 ブルンチュリ『国家論』の意味

梁啓超は、1898年9月21日に戊戌政変が発生した後に日本に亡命し、10月に東京に到着した。梁啓超がまず最初にとった行動は、政変により軟禁状態に置かれた光緒帝を救出するため、日本政界へと働きかけることであった。さらに1898年12月23日に『清議報』を創刊し、政変後の西太后政権を批判し、光緒帝の復位を実現するための言論活動を展開した。

しかし、清との関係を重視する日本政府の立場もあり、その活動は思うに任せなかった。その結果、梁啓超は『清議報』11号から編集方針を一部修正し、実用的な政治学・経済学などの学説を中国へ輸入し普及させることを目的の一つとして掲げた<sup>8</sup>。そして、同誌に新たに設けられた「政治学譚」欄に連載されたのが、ブルンチュリの「国家論」であった。

梁啓超は、後に、ブルンチュリの学説を「干渉主義」「国家全権論」の代表として扱い、その内容を「人民は国家に依存して存立するものであり、あらゆる利益を犠牲にしようとも、国家のためにする」と概括し、また「今後、帝国主義が益々大に行われることは間違いないが、干渉主義は帝国主義の別名である」として、ブルンチュリの学説が「帝国主義」の理論的な起源であるかのように論じている<sup>9</sup>。

7 鄭国民『梁啓超啓蒙思想的東学背景』（上海書店、2003）、255頁。

8 日本亡命後の梁啓超の活動と日本側の対応、『清議報』の編集方針の転換などの経緯については、注4前掲、狭間『梁啓超』24-41頁参照。

9 「飲冰室自由書・干渉与放任」（『新民叢報』17号、1902年10月）、『専集』之二、87頁。

ただ、1899年に『清議報』に掲載された「国家論」の内容のみを見る限り、必ずしもブルンチュリの議論が上記のような意味での「干渉主義」「国家全権論」、さらには「帝国主義」へと直接つながるものであるとはイメージしにくい。

確かに、「国家論」の中には、「通常の理からいえば、民の福利と国家の福利は常に連動していて、ひとときも離れ得ないもの」であるにしても、「時に国と民の福利が両立できないことがあり、国家が民にその生命財産を出させて自らを救うことは、正しいことだ」<sup>10</sup>という発言もあるが、それはあくまで例外的な事態においてである。

周知のように、ブルンチュリは「国家有機体論」の提唱者として著名であるが、「国家論」の基本的論調は、ギリシア以来の旧来の「国家を人生の無上の目的とする」国家至上主義も、マンチェスター学派的な、国家を民のための「器具」にすぎないとする説も、いずれも偏ったものだと批判した上で<sup>11</sup>、国家の主権は国民に在るとしつつ<sup>12</sup>、同時に、国家は独自の目的を持つとする<sup>13</sup>、いわば「中庸」の立場を標榜する点に特徴があるといつてよいであろう<sup>14</sup>。

そして、ブルンチュリは「国家自身の目的」として、「一、理財の事を司り、以て民人の利用厚生を謀る。二、教育の事を司り、以て民人の文明を謀る。三、法律の事を司り、以て民人の邪正是非を辨じ、以て公平便宜の法規を設ける。四、兵政ならびに外交の事を司り、以て国威を内外に宣揚する。五、人民参政の権を許し、且つ其自由の権を養成する。六、万機政務を施行する」という六点を挙げて<sup>15</sup> ことから見ても、1899年の時点で、梁啓超がブルンチュリの「国

---

10 『清議報』18、19冊、1899年6月18日・28日。夏曉虹（輯）『《飲冰室合集》集外文』（北京大学出版社、2005、以下『集外文』）下冊、1222頁。なお、この部分は後の「政治学大家伯倫知理之学説」にも少し形を変えて引用されている（『文集』之十三、87頁）。『清議報』に掲載された「国家論」の内容についての簡潔な概括については、注4前掲、狭間『梁啓超』52-54頁も参照。

11 『清議報』18冊、『集外文』下冊、1222頁。

12 『清議報』29冊、1899年10月5日。『集外文』下冊、1240頁。

13 『清議報』19冊、『集外文』下冊、1224頁。

14 その意味では、吾妻兵治による漢訳本の序文にある「ブルンチュリ氏の説は、公にして不偏、正にして不激」という評価（『国家学序』1葉表。なお、吾妻訳『国家学』については、「国会図書館デジタルコレクション」所収（<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/783095>を用いた）は、一定の根拠を持つともいえる。

15 『清議報』19冊、『集外文』下冊、1224頁。

家論」を「帝国主義」の理論的根拠として紹介しようとしたとは考えにくい。

そこで当時の梁啓超の言論の主な関心がどのような点にあったかを見てみると、例えば、同時期の文章である「愛国論三 論民権」の冒頭に、「国とは何か。民の集積として成立するものである。国政とは何か。民がみずから自分の事を行うことである。愛国とは何か。民がみずから自分の身を愛することである。故に、民権が興れば国権は確立し、民権が減れば国権は亡ぶ」<sup>16</sup>とあるように、民権（上記の文脈からいって、この場合は特に参政権の意味合いが強い）の伸長によって国権を強化することであった。これは、一面において戊戌変法期の問題関心<sup>17</sup>を継承したものであると同時に、それをさらに発展させたものであった。つまり、「政府が民権を压制するのは政府の罪であるが、民が自ら自身の権の伸長を求めないのは、民の罪でもある」<sup>18</sup>として、民の側からの主体的な民権の要求を一層重視するとともに、その反面として、民権を主張しようとしなかった当時の中国人の「奴隷性・奴隷行」を問題視し、「このような民が、西洋人種と生存競争の優勝劣敗の世界に同時に居たならば、僥倖などありえない」<sup>19</sup>としているように、国際的な生存競争に対処するためには「中国人の精神の改造」が必要であるという、後の「新民説」につながる論点も提示されている。

その上で、梁啓超は、英・仏・独・米が進歩発展した理由について、「一国の人によって一国の事を行い、国を君相の私産ではなく、国民の公器だと考えた、ということにすぎない」<sup>20</sup>とし、西洋の国力の発展の最大の鍵が「国民主権的」な国家観にあると理解していた。そのことから見ても、プルンチュリの「国家学」は、まずは、国民主権論にもとづく近代的な国民国家の「教科書」的な理論として、梁啓超の「民権論」に学術的根拠を与えるべく導入されたと考えるのが妥当であろう。<sup>21</sup>

16 『清議報』22冊、1899年7月28日。『文集』之三、73頁。

17 例えば、『説動』（『知新報』43冊、1898年2月11日）では、「民権の参用」によって「動力」を生じさせ、「国権」を強固なものにしようという発想が見られる。『文集』之三、40頁。

18 『清議報』22冊、1899年7月28日。『文集』之三、75-76頁。

19 同前、76頁。

20 同前、75頁。

21 さらに、光緒帝の「聖徳」を賛美し、「民権」と「民主」の違いを強調していた（『愛国論三』、『文

他方、梁啓超は当時ルソーの『民約論』を「今日の中国に最も適している」ともしているが、それは、『民約論』という「処方」が「前世紀（18世紀）および今世紀の前半に歐洲全体にそれを施薬して効果があり、明治6、7年から15、6年の間に、日本にそれを施薬して効果があった」<sup>22</sup>として、日本の事例にも触れていることから見ても、1899年の時点で彼が『民約論』に対して期待していたのは、「共和革命」のための理論としての役割というよりも、さらに広範な（ある意味では漠然とした）、「旧思想を打破して、新思想を普及させるための刺激薬」としての効能であったといえよう。そして、「今や（ルソー）先生は歐洲と日本ではすでに功成り、身を退いている」<sup>23</sup>ともあるように、この時点の梁啓超が『民約論』に期待していた効果は永続的なものではなく、一時的なものであった。<sup>24</sup>

こうした点から見ると、1899年の段階では、梁啓超にとって、ブルンチュリとルソーは、その理論上の対立にもかかわらず、当時の梁の「民権の伸長による国権の強化」という課題にとって、ある意味、互いに補い合う役割を担うものとみなされていたといつてよいであろう。

### 3 「盧梭学案」前後

日本亡命後の梁啓超の思想の変化の一つとして、彼が、社会進化論を一層深

---

集』之三、76-77頁）当時の梁啓超にとって、ブルンチュリの学説が、「国民主権」を主張しつつ、立憲君主制が最も適切な政治体制であると主張していたことは、一層「都合の良い」ことであった。

<sup>22</sup> 注5に同じ。

<sup>23</sup> 同前。

<sup>24</sup> また、梁啓超は、1900年4月29日付の康有為宛書簡の「自由の義」を論じた部分で、中国とフランスの民情について、「フランスの民は最も動を好み、一時たりとも静であることに耐えられませんが、中国の民は最も静を好み、千年を経ても動に転じることはありません」と指摘した上で、「それゆえ、ルソーなど諸賢の論をフランスで実施した場合には、たしかに乱の引き金となりますが、中国で実施した場合には、まさしく政治を興す機となります。人參や肉桂などの薬を熱病の者に投与すれば、症状をいっそう悪化させますが、これを身体の虚弱な者に投与すれば、まさに衰弱から回復させることになる、というようなものです」〔丁文江・趙豊田（編）『梁啓超年譜長編』（上海人民出版社、1983）、235頁。訳文は島田虔次（編訳）『梁啓超年譜長編』第二卷（岩波書店、2004）、70頁に拠る）と述べているように、ルソーの思想は当時の中国という限定的な範囲に限って有効な処方だとみている。また、この前後の部分で、梁啓超はルソーを主として「『奴隸性』の対極としての『自由』」の提唱者のように扱っており、『民約論』の内容自体については言及していない。

く受容し、国際社会を弱肉強食・優勝劣敗の原理が貫徹する国家間の競争の場としてとらえて「国家主義」的志向を強め、「世界主義」的な「大同」の理想を言わなくなり、師の康有為の影響から離れていったことが挙げられる。ただし、この変化も一定のプロセスを経て起こったものであり、1899年の段階では、梁啓超はまだ康有為の強い影響下にあった。

例えば、社会進化論的な立場から天賦人權の存在を否定した加藤弘之の議論を踏まえて書かれた「飲冰室自由書・論強権」<sup>25</sup>で、梁啓超は、まず、いわゆる「権利」は誰にでも与えられている天賦のものではなく、「強者」であることによってしか手にすることはできない、即ち「強者の権利」たる「強権」以外に権利は存在しない、という社会進化論的な冷徹な現実を受け入れる。だが、同時に、梁は「強権」の発達の歴史を、「太平」へと向かうプロセスとして理解してもいいことも見落とせない。

梁啓超は、「人群」が成立した当初の、統治者と被治者との差が殆んど無く、

---

25 『清議報』31冊（1899年10月25日）、『専集』之二、29-33頁。

なお、「論強権」は、加藤弘之の『強者の権利の競争』（1893）の要点を紹介したものとされることが多く〔筆者の目にした限りでこうした立場に立つ最も近年の論文としては、張衛娣「梁啓超国家主義転向的日本因素——以加藤弘之为中心」（『南京政治学院学报』2015年第5期）がある〕、確かに内容面からいえばそうした言い方も誤りとは言いきれないが、より直接的には、この文章は、加藤照麿（編）『加藤弘之講論集』第1冊（金港堂、1891）所収の「強者の権利の定義」などの論説に拠るものだと考えるのが適切だろう。

例えば、「論強権」のうち、「一 強権之界説」は「強者の権利の定義」、「二 論強権与自由権之関係」は「強者の権利と自由権の関係」の内容とほぼ一致している。「三 論強権之発達」については、第一段落が「強者の権利と法律道德の関係」の一段（『加藤弘之講論集』第1冊、16頁）とほぼ同じ、第二段落は「強者の権利と法律道德の関係」の上記の段落の次の段落の内容を圧縮した上で、人間界における「強権」の発展のプロセスについて「捩乱世」「升平世」「太平世」という用語で、梁啓超独自の解釈を加えたものである。ただ、「或問曰」で始まる第三段落については、「強者の権利と法律道德の関係」の中には直接対応する箇所は見当たらず、梁啓超自身のコメントであるか、他の日本語文献を参照したかは不明で、この件については今後の課題としたい。ちなみに、『清議報』に掲載された「論強権」は「未完」とされており、その後「強者の権利と法律道德の関係」の後半部を踏まえた議論を継続する予定があった可能性もあるが、結局完結せぬままで終わった。

また、ここに挙げた加藤弘之の文章は、いずれも元は雑誌に掲載されたもの〔「強者の権利の定義」は『天則』1編5号、「強者の権利と自由権の関係」は『天則』1編6号（いずれも1889）、「強者の権利と法律道德の関係」は『哲学会雑誌』5冊50、54号（1891）〕だが、『加藤弘之講論集』第1冊では三つの文章が連続して収録されていることから考えて、梁啓超はこの書の方を参照したものと推測される。

君主の人民に対する強権がほぼ存在しなかった時期を「捩乱世」、その後統治者と被治者の間の格差の拡大とともに強権が発達し、また同様の強権の発達が貴族と平民、男子と婦人の間にも見られた時期を「升平世」、さらに世が進歩して人智が発達し、被治者や平民や婦人といった嘗ての弱者も強権を有するようになって嘗ての強者に対抗し、平等の地位に至る時期を「太平世」とし、「強権」の発達のプロセスを、康有為流の「三世説」の枠組みに当てはめる。さらに、こうした「強権」の平等化の現象が「群（社会）」の内部のみでなく、「群」の間にも起こり、全ての「群」の強権が平等となるのが「太平之太平」であるとしているように、将来的には一種の「大同」的世界が実現する可能性まで見通されている<sup>26</sup>。こうしたことからみても、「論強権」における梁啓超は、未だ康有為の思想圏の中にあるといつてよいであろう。

確かに、梁啓超は、1899年の段階においても、「国家主義」と「世界主義」とでは前者が優先すべきことを述べてもいる。例えば、「飲氷室自由書・答客難」において、「現在の梁の議論は、かつて『春秋に義戦無し』という説や『墨子非攻之学』を祖述していた彼には全く似つかわしくない」という趣旨の論難に対し、梁は、「世界主義」と「国家主義」の二つの主義を挙げ、「義戦無し」や「非攻」という論は「世界主義」の立場からのものであり、「世界主義は理想に属し、国家主義は事実属する。世界主義は将来に属し、国家主義は現在に属する。今、中国は危機的で一日の猶予もならない状況であり、我々は将来や理想を語る時

26 『専集』之二、32-3頁。「論強権」の掲載当時、梁啓超が加藤弘之の『強者の権利の競争』をどの程度読み込んでいたかは定かではないが、同書の第十章に、全世界を統一する「宇内統一国」について「ぶるんちりいハ将来宇内統一国ノ起立ヲ必期スル学者ニシテ、宇内統一国ノ建設論ニ就テハ、世ノ学者ハ之ヲ夢想説トシテ嘲罵スルモノアレドモ、決シテ夢想ノ如キモノニアラズト述ベシガ、余モ亦之ニ左祖セザラ得ズト考フルナリ」〔加藤弘之『強者の権利の競争』（田畑忍解題、日本評論社、1942）、312頁。漢字を新字に改め、読点・濁点を加えた〕とあるように、この時点の加藤は、ブルンチュリ同様、将来的に世界が一つの国に統一される可能性が高いとみなしていた。よって、梁啓超の観点は、加藤（およびブルンチュリ）の主張にもある意味で忠実であったともいえる。

なお、ブルンチュリの「宇内統一国」についての議論は、加藤弘之（訳）『国法汎論』（1876）巻一第二款など参照。〔この部分は、加藤が明治天皇への進講に用いた部分を文部省が1872-4年に出版した後、加藤が未訳の部分翻訳・出版したものに含まれている。ブルンチュリ『国法汎論』の各部の翻訳の過程については、権純哲「大韓帝国期の『国家学』書籍におけるブルンチュウリ・梁啓超・有賀長雄の影響」（『埼玉大学紀要（教養学部）』48巻1号、2012）、74-8頁参照〕。

ではない」として、「国家主義」こそが現在の急務だと主張した。<sup>27</sup>

とはいえ、この段階における梁啓超の「国家主義」の内容はといえば、「尚武敵愾は国家主義である」<sup>28</sup> などとするものの、他の文章ではほとんど「国家主義」の語を使用していないため、その内容は未だ曖昧である<sup>29</sup>。それに、そもそも戊戌变法での政策提言を見れば分かるように、康有為も、当時の段階でいきなり「世界主義」の実現を図ろうとしていたわけではないし、前述の「論強権」の議論と照らし合わせてみると、梁啓超の側も必ずしも「世界主義」（即ち「大同」）の将来における実現可能性まで否定しているとはいえないであろう。

ところが、1902年の「新民説 第六節 論国家思想」になると、ほぼ完全に康有為的な「世界主義」、「大同」と訣別しているといつてよい。

梁啓超は、「大同」を「天国」「一切衆生」などと共に一括して「宗教家」の議論とした上で、こうした「博愛主義」「世界主義」は「理想界」においてはともかく、「現実界」において実現することは期待できないとする。のみならず、梁によれば、「競争」こそが「文明之母」であり、「競争」が停止すれば「文明之進歩」も停止するので、もし康有為のいう「大同」のように「国界」が破除されたら、文明もそこで絶えてしまう。さらに、「人之性」は「競争」なしではいられないので、仮に「大同」が実現しても、その直後からそれまでとは別の形での競争が起こることになるが、その競争は「国民」以前の「部民」の競争

---

27 『清議報』33冊、1899年12月23日。『專集』之二、39頁。

28 同前。

29 なお、「答客難」において「客」が指摘する「かつての梁には似つかわしくない議論」が具体的に何を指すかは定かではないが、「尚武敵愾」が特に取り上げられていることからみて、同じ『清議報』33冊に掲載された「飲冰室自由書」の「祈戦死」（『專集』之二、37頁）「中国魂安在乎」（同、37-39頁）などが想定されている可能性もある。

「祈戦死」では、日本と中国の「国俗」には「尚武」と「右文」という点で違いがあり、中国では「従軍」が「苦」とされるのに対して、日本では「従軍」が「楽」とみなされていると指摘される。また「中国魂安在乎」では、日本には「日本魂」たる「武士道」があるのに中国にはそれに対応する「中国魂」が見当たらないこと、日本の「尚武之風」は、主として人民の「愛国心」と「自愛心」が和合して形成されたものであることなどが述べられ、その上で、今日の急務は「中国魂」の「製造」だとされる。そして、その「製造」のための「機器」「薬料」は、「人民が国家を自分の国家だと考えること」「国家を人民の国家と成らしめること」にほかならない、という形で、結局、議論の方向は「愛国論」同様、「民権の強化を通じての国権の強化」という主張に収斂してゆく。

であり、これは天下の人を野蛮に引き戻すことに他ならない。従って、「世界」ではなく「国家」を「最上之団体」とするのが合理的だとして、「大同」の実現可能性のみならず、「大同」の現実的な価値についてすら否定的見解を示しているのである。<sup>30</sup>

かくして、一層ラディカルな「国家主義」者としての立場を明確にするに至った梁啓超にとって、中国に「国家思想」を普及させ、中国を真の意味での「国家」たらしめることが、大きな課題として意識されることになった。

例えば、1901年10月の『清議報』94-95冊に掲載された「国家思想変遷異同論」の冒頭で、梁啓超は、その課題を次のような形で明確に述べる。

思想は事実の母である。何らかの事実を作りだそうとするならば、まずその思想を養成せねばならない。世界に完全な国家が存在するようになったのは、近世から始まったことである。それ以前になぜ完全な国家が存在しなかったといえ、その国家思想が不完全であったからだ。今西洋人が称えている国家思想が果たして完全なものか否かは自分には分からない。しかし、それを以前のもの比べてみれば、それが進化していることは明白である。……今その変遷と異同の重要な部分を略述し、わが国民に比較し自省してもらおう。もし思想が普及すれば、わが国家の成立も、そう遠いことではないだろう。<sup>31</sup>

そして、梁はまずブルンチュリの『国家学』に基づき、欧州の中世と近世の国家思想の変遷について、その対立点を列挙して紹介し、さらに「中国旧思想」と「欧州旧思想」「欧州新思想」を対比した<sup>32</sup>後に、当時の欧米の現状を、18世紀の後半に芽生え、19世紀に全盛を迎えた「民族主義」から、19世紀の後半に芽生え、20世紀に全盛を迎えた「民族帝国主義」への移行期にあると認定する。<sup>33</sup>

30 『新民叢報』4号、1902年3月24日。『専集』之四、17-18頁。

31 『文集』之六、12-13頁。

32 同前、13-18頁。

33 同前、19頁。なお、『新民説』「第二節 論新民為今日中国第一急務」の定義によれば、「民族主義」は「各地の種族、言語、宗教、習俗を同じくする人が、互いを同胞とみなして、独立自治に努め、

その上で、当時の有力な「国家思想」の二つの派別として、ルソー的な「民約論者」を代表とする「平権派」と、スペンサー的な「進化論者」を代表とする「強権派」を挙げる。梁啓超の説明によれば、前者は、人権は天賦のものであり、国家は人民の契約によって成立するものであるから、人民は「無限之権」を有し、政府は民意に従うべきであるという思想であり、これが「民族主義之原動力」になった。また、後者は、権利に天賦のものなど無く、ただ強者の権利が有るのみであり、国家も、競争による淘汰があるために、やむを得ず集団を形成し、外敵に対抗するためのものであるから、政府は無限の権力を持つべきで、人民は義務に服従せねばならないと主張し、「新帝国主義（＝民族帝国主義）之原動力」となった。<sup>34</sup>

ここで重要なのは、梁啓超は、「平権派」と「強権派」について、いずれかが正しく、いずれかが正しくないという価値判断を行っていない点である<sup>35</sup>。確かに「民族主義」は「世界最光明正大公平之主義」ではあるが、「民族帝国主義」も民族主義の成熟の当然の結果であるともされる。<sup>36</sup>

そして、梁啓超によれば、現在、欧米列強は「民族帝国主義」によって中国に対して競争を挑んできている状況にあるが、それに対抗するためには、あえて「民族主義」に拠らねばならないという。なぜなら、およそ「国」として「民族主義」の段階を経していないものは「国」とはいえないのだが、中国の「民族主義」はまだ「胚胎」もしていないからである。<sup>37</sup>

かくして、梁啓超にとっては、当時の中国においてまず第一に必要な「国家

---

完備した政府を組織して交易をはかり、他民族を防ぐこと」、「民族帝国主義」は「国民の実力が国内で充満し、外部にあふれ出ざるをえなくなり、せつせと他国の土地に権力を拡張し、自らのほけ口とする」ものだとされる（『新民叢報』1号、1902年2月8日。『専集』之四、4頁。なお、訳文は高島航（訳注）『新民説』（平凡社、2014）に拠った）。

34『文集』之六、19頁。

35 梁啓超が、「民約論」と「進化論」の双方を、「公理」もしくは「公理とせざるを得ないもの」として受容していたという点については、佐藤慎一「清末啓蒙思想の成立 世界像の変容を中心として」（『国家学会雑誌』92巻5・6号、1979）、16-34頁に詳論されており、この論述も基本的にそれに即したものである。

36『文集』之六、20頁。

37『文集』之六、22頁。

思想」は、ルソー流の「平権派」のものであり、「強権派」のものではないことになる<sup>38</sup>。そして、彼の「盧梭（ルソー）学案」<sup>39</sup>も、こうした意識を反映した一文だが、単なる「平権派」礼賛にとどまるものではない。

梁啓超は、『清議報』96-100冊に「政治学案」欄、『新民叢報』では創刊号から「学説」欄を設け、数多くの西洋の思想家の学説を紹介している。その中でも「盧梭学案」は『清議報』と『新民叢報』にわざわざ同じ文章が2回掲載されていることからみて、当時の梁啓超がルソーをいかに重視していたかがうかがえる。

梁啓超の西洋思想の紹介の多くは日本語の書籍に拠ったもので、特にフイエ（中江兆民訳）『理学沿革史』（文部省編輯局、1886）<sup>40</sup>は、梁の西洋思想家論の「種本」として大きな役割を果たしたことが夙に指摘されている<sup>41</sup>。

「盧梭学案」も、ルソーの学説を紹介した部分は『理学沿革史』（下）をほぼ忠実に祖述したものであり<sup>42</sup>、梁啓超自身が付した案語（ただし、「盧梭学案」に付けられた4つの案語のうち、第1のものは、経緯は不明であるが、『理学沿革史』の文をほぼそのまま用いたもの<sup>43</sup>であるので、実質的な案語は3ヵ所のみ）以外の内容のどこまでを梁啓超自身の見解として扱ってよいかは、容易には確定しがたい。とはいえ、ルソーのいう「民約」は、「歴史的事実としての国家建設（建邦之実跡）」について述べたものではなく、「その理がこうでなくてはならない（其理不可不如是）」ということ、カントの言を借りれば、「民約の義は、立国の実事ではなく、立国の理論である」とされる点については、梁啓超のルソー

---

38 梁啓超は、「民族主義」段階を経ていない中国において、段階を飛び越えて「政府万能之説」を移植しようとする者があらわれて、結局中国を永遠に「国」たらしめることができなくなることも懸念している。『文集』之六、22頁。

39 初出は『清議報』98-100冊（1901年10-12月）。後に、『新民叢報』11-12号（1902年7月）に「民約論巨子盧梭之学説」として再録。

40 本稿では、「国会図書館デジタルコレクション」所収の『理学沿革史』（下）（<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/753032>）を参照した。

41 宮村治雄「梁啓超の西洋思想家論」〔『中国—社会と文化』5号、1990。同氏『開国経験の思想史—兆民と時代精神』（東京大学出版会、1996）所収〕参照。

42 『理学沿革史』（下）の560～596頁。「盧梭学案」の中に見られるルソーへの批判的コメントも、フイエのものをほぼそのまま踏襲している。

43 『理学沿革史』（下）、570頁。

理解の一つの核心をなすものとみてよいだろう。<sup>44</sup>

もちろん、ルソーの「民約」は「歴史的事実」ではなく一種の「フィクション」であるという「盧梭学案」の議論はフイエのものであるが、梁啓超は自身の文章である「論政府与人民之権限」<sup>45</sup>においても同様の主張を展開する。同文で、梁は「政府」が成立する原理は「民約」にあるとし、そこに注記を付して「民約の義は、フランスの碩儒ルソーが唱えたものであるが、近儒は常にその誤りを批判する。しかし、この義は国家の起源の歴史に反するというのは可であるが、国家成立の原理において誤っているというのは不可であり、ルソーを憎悪する者であっても難ずることはできない」と述べ、ルソー説の「原理」としての正しさを強調している<sup>46</sup>。この点からみて、梁啓超自身も、ルソーのいう「民約」はあくまで国家の構成原理を指すもので、歴史的事実ではないと見ていたと考えられる。逆にいえば、ルソーの「民約論」を「歴史的事実」とみなして、それをそのまま現実に適用しようとするような議論は、この時点の梁啓超にとっても、批判の対象となったであろう。<sup>47</sup>

44 『文集』之六、98-99頁。なお、「盧梭学案」における梁啓超の独自のルソー理解の一つとして、「邦国」の成立の目的を、「衆力を以て各人の性命財産を擁護し、他族の侵害を被らせないようにさせる（以衆力而擁護各人之性命財産、勿使蒙他族之侵害）」とする部分がある〔この部分の『理学沿革史』（下）の原文は「衆力ヲ以テ各人ノ身命財産ヲ擁護シ他人ノ侵害ヲ蒙ルムコト無ク…」（566頁）』（下線はいずれも引用者による）。国家形成の第一の目的を、「他人」からの権利侵害の防止ではなく、「他族」に対する防衛のためのものとするこうした梁啓超の解釈（もしくは「誤読」）は、ルソー流の民約論を梁啓超的な「民族主義」に直接結びつける媒介となるものであろう。

45 『新民叢報』3号、1902年3月10日、『文集』之十、1-5頁。

46 『文集』之十、1頁。なお、注2前掲の狭間論文の注18では、この部分について、「民約論が、国家でなく政府成立にとっての原理に躊躇させられている」（注2前掲書、101頁）とされている。確かに「政府」が「民約」によって成立することは間違いないが、しかし、梁のこの注記を素直に読む限り、政府は「国家の成立」に付随して、国家と同時に成立するものとみなされていると考えた方が自然であろう。

47 文雅『平等的所以然 盧梭平等観与清末民初思想』（中国社会科学出版社、2017）では、「『盧梭学案』を執筆した時、梁啓超はすでに民約の理論の虚構性を把握していたが、それに比べて、同時代の楊廷棟〔引用者注：中国最初の『民約論』の全訳書である『路駭民約論』（1902）の訳者〕や劉師培〔引用者注：『中国民約精義』（1904）の編著者〕などの者は、依然として『民約論』のテキストの解釈において、民約を歴史的事実だとみなし、ルソーが民約を詳細に研究した意義を体得することができていない」として、梁啓超と楊廷棟や劉師培のルソー学説の理解のレベルの差を指摘する。革命派がルソーを持ち出して共和革命を正当化することに梁啓超が批判的となったのも、こうした「民約論」の理解の水準の違いが一因となった可能性もある。

また、ルソーの「民約論」が、あくまで「理論」上のものであるとするならば、ブルンチュリのルソーの「民約論」に対する批判の中でも、「古今の邦国の実情に照らしてみても、それに符合するものはない」<sup>48</sup>といった形の「歴史的」な観点からの批判は、ルソーにとって致命的なものとはならないだろう。

さて、先述したように「盧梭学案」の内容は、基本的にほぼフィエの議論をなぞったものであるが、梁啓超自身のコメントと考えられるものが3つある。そのうち、「吾が中国の旧俗では、父母はその子女を他人に婢僕として売ることができ、また父母が子を殺しても、その罪は軽減される。これはいずれも公理に暗く、人権を尊重してないことの結果である」<sup>49</sup>とするもの、および、「試みにわが中国の法律をみてみると、一人もしくは数人によって決定されたものばかりであるし、一人もしくは数人の利害にだけ関わるものばかりである。これによって考えていけば、わが中国は数千年来法律が存在したことがないといっても、過言ではない」<sup>50</sup>とするものは、いずれも、ルソーの議論に引きつけて中国の現状を批判した発言である。

それに対し、「盧梭学案」の末尾に付された梁啓超の案語は、梁啓超の将来の国家構想の一端を示している。

フィエの説明に従えば、ルソーは、「政体で真理にかなったものは民主制のみである」<sup>51</sup>とした上で、代議制については「議員を選挙する日のみ自由権を持ち、選挙の事が終われば奴隷となる」として否定的な評価しか与えず<sup>52</sup>、真の民主制は直接民主制によってしか実現しないとす。当然、直接民主制は小国でしか成立しえないので、その実現のためには、大国の侵略をどう防ぐかという問題が起こる。それに対しては、小国が聯合して対抗する「聯邦民主之制」が重要となるが、ルソーは「聯邦民主之制」を結成する各国の関係について「緊要」な点があるとしつつ、それに論及せぬまま卒したという。フィエによれば、「聯邦民主之制」の一つのモデルはスイス連邦であった。ただ、スイス連邦はあま

48 『清議報』18冊、1899年6月18日。『集外文』下冊、1221頁。

49 『清議報』99冊、1901年12月1日。『文集』之六、102頁。

50 『清議報』100冊、1901年12月21日。『文集』之六、106頁。

51 『清議報』100冊。『文集』之六、108頁。

52 『清議報』100冊。『文集』之六、109頁。

りに弱小であり、隣国の侵入を免れられない。だが、もし一つの大国がスイスの例にならば、自らをいくつかの小邦に分け、「聯邦之制」に拠って「民主之政」を実行すれば、「国勢之強盛」と「人民之自由」を両立させることができるとして、フイエは、ルソーの主旨はここにあったものと推測している。<sup>53</sup>

これを承けて、梁啓超は次のように述べる。

ルソーのこの議論は、精妙な理をこれ以上ないところまできわめた、水も漏らさぬものだといえる。たとえ今まだこれを実行する者が無くとも、将来、必ず世界に普及することは疑いない。わが中国は数千年間専制政体の下に生活してきたとはいえ、民間の自治の気風は極めて盛んであり、もし幅広く文明各国の地方の制度を採用し、各省府・州県・郷市がそれぞれ団体を為し、その地域の状況によって法律を作り、民の欲するところに従い精励すれば、ルソーが心の中でのぞんでいた国家を成就する上で、その路は最も近く、その事は最も容易である。もしそうであれば、わが中国の政体は、いずれ万国の手本となるであろう。<sup>54</sup>

このコメントについて、梁啓超はあくまでこれは「妄言」であるとして口を濁しているが<sup>55</sup>、当時の梁の中国の伝統的な「自治」を基盤とした「聯邦之制」によって、中国における将来的な民主国家の実現を構想（もしくは夢想）していたとも想像できる。

逆にいえば、もし当時の中国的な「自治」が、中国における近代国家構築に結びつかないとなれば、梁啓超にとって、ルソー流の民主国家は、少なくとも当面の実現可能性は否定されることになる。そして彼が1903年にアメリカに渡って当地の華人の中に見たのは、まさにこうした情景だった。

梁啓超は、アメリカの中で最も華人の多いサンフランシスコを訪れた時、「華人の性質と、（華人が）世界の中でどのような位置を占めているかを観るのに、

53 以上、『清議報』100冊。『文集』之六、109-110頁。

54 『清議報』100冊。『文集』之六、110頁。

55 同前。

サンフランシスコ以上のところはない』<sup>56</sup>として、1904年の『新大陸游記節録』の中に詳細な記録を残している。

そして、梁啓超にとっては、中国の内地の様々な「しがらみ」から離れ、アメリカの地で、「個人」として形式的な自由を与えられた「華人」は、まさに「今の中国人」の「水準」を如実に示す存在に他ならなかった（こうした判断の当否はここでは措く）。その上で、彼は結局、当時の中国人について「族民の資格はあるが市民の資格はない」「村落思想はあるが国家思想はない」「専制を受容できるが自由を享受できない」「高尚な目的がない」という極めて否定的な判断を下す<sup>57</sup>。特に最初の二つの判断は、中国において伝統的に発達していた「自治」が「族民」や「村落」を超えて「国家」のレベルにまで拡張する可能性が薄いことを示すもので、梁啓超が当時の中国においてルソー的な民主国家を樹立することは不可能だとみなすに至る大きな契機となったであろう。

### 3 「政治学大家伯倫知理之学説」まで

さて、ここで改めて1901年10月の「国家思想變遷異同論」に戻ると、梁啓超は「民族主義」に対応する「国家思想」としてルソー流の平権派を、「民族帝国主義」に対応する「国家思想」としてスペンサー流の「強権派」を挙げている。そして、この文章の中にはブルンチュリの名も挙げられるが、それはあくまで「国家思想の歴史」の客観的な叙述者としてであった。

ところが、1902年2月の「論學術之勢力左右世界」では、ブルンチュリは「二十世紀之母」として「十九世紀之母」たるルソーと対比され、梁は、ブルンチュリの出現以降、「国家主義」が大いに世に行われ、「人民は国家のために生きるもので、国民の全てに愛国を第一の義務とさせ、盛強なる国家が成立した」とする<sup>58</sup>。また、22頁でも触れたように、1902年10月の「飲冰室自由書・干涉与放

---

56『専集』之二十二、104頁。その理由として、梁啓超はこの部分で、内地と違って中国人と外国人の比較が可能なので、中国人の長所短所を見やすいこと、さらに、アメリカでは、白人と中国人が同一の法律の下にあることを挙げる。後者は、同一の外的条件の下にあるので、両者の「性質」の差を一層明瞭に看取しようということであろう。

57『専集』之二十二、121-125頁。

58『新民叢報』1号、1902年2月8日。『文集』之六、114頁。

任」では、ブルンチュリの学説は「干渉主義」「国家全権論」「(民族) 帝国主義」の代表として扱われ、1年前の「国家思想変遷異同論」とは違って、「強権派」の国家思想の代表者がスペンサーからブルンチュリに置きかえられている。

確かに、梁啓超は、「干渉与放任」での「干渉主義 vs 放任主義」という対比において、スペンサーをJ・S・ミルとともに「干渉主義」の反対者として挙げていることから見ても<sup>59</sup>、スペンサーを「民族帝国主義」に対応する国家思想の代表者とするとは齟齬が生じると彼が考えたであろうということは分かる。ただ、だからといって、スペンサーに代えてブルンチュリを「二十世紀之母」とし、「民族帝国主義」に対応する「国家思想」の提唱者とするということについては、梁啓超が「種本」としていた吾妻詒の『国家学』のテキストのみを見る限りにおいては、やはり違和感を覚える。

ブルンチュリの学説は「干渉主義」「国家全権論」「帝国主義」を主張し、それが「二十世紀之母」となったとする梁啓超のブルンチュリ理解の背景には、何らかの「典拠」となる書の存在があった可能性もあるが、筆者は現時点では該当する書籍を発見できていない。ただ、そうした典拠の有無にかかわらず、ブルンチュリの学説は「民族帝国主義」を支えるものだというイメージにリアリティを与えていたのは、ブルンチュリ学説の内容自体というより、ブルンチュリの影響を受けて構築された日本をはじめとする当時の諸国の状況に対する梁啓超の判断であったと推測することも許されるように思える。

つまり、まず第一に、吾妻兵治詒の『国家学』の「序」に、あまたある「国家学」の書籍の中で、ブルンチュリの書はその集大成として、「欧米列国は競って翻訳して講じて大宗とし、わが国でもこれを訳し、国内に伝誦され、政治や民智において裨補することが少なくない」<sup>60</sup>とあるが、同様に、日本や他の諸国におけるブルンチュリの学説の影響の大きさは、梁啓超にとっても疑問の余地のない「前提」であっただろう。他方で、梁啓超は1903年2月の「答某君問法国禁止民権自由之説」では「帝国主義が盛行する時には、その力を中央に集中せねば、国家は結局安定させられない。故に近世ではブルンチュリの徒などは、

59 『文集』之二、87頁。

60 『国家学序』1葉表。

大いに国家主義を唱え、人民が各自がその利益を犠牲にして国家のためにするのは、みなこのためである。今の国家は、全国を一つの軍隊のようにするものである。軍隊の中は不自由であることは甚だしいが、その実質を究めれば、それはまた軍隊全体の利益のためなのである」<sup>61</sup>として「帝国主義的国家」を「軍隊」に喩える。ただ、ここではブルンチュリの名も挙げられているが、実際のところ、「国家」を「軍隊」になぞらえるような見方はブルンチュリの国家観に必ずしも似つかわしくない。従って、梁啓超は、ブルンチュリの学説そのものから「民族帝国主義的」を直接導き出したというよりも、「ブルンチュリの学説の影響を受けた諸国（特に日本）が民族帝国主義的な国家となった」という「結果」から、ブルンチュリと「民族帝国主義」とが直結するとみなしているようにも思われるのである。

さて、梁啓超は、1903年のアメリカ訪問から日本に戻った後、改めて「政治学大家伯倫知理之学説」<sup>62</sup>を發表し、ブルンチュリのルソー批判、共和主義批判を紹介しつつ、当時勃興しつつあった革命派の排滿革命・共和革命の主張に反駁したことは広く知られている。この文章の内容については、すでに多くの論著において詳細に論じられているので、ここでは深入りしない。ただ、一つ確認しておきたいのは、「政治学大家伯倫知理之学説」におけるブルンチュリのルソー批判は、はたして「盧梭学案」において梁啓超が紹介した「立国の理論」としての「民約論」を批判したものといえるかどうか、ということである。

もちろん、現実的な政策や政治運動のための学説としては、梁啓超から見てもルソーとブルンチュリの議論は鋭く対立するものであった。しかし、「立国の理論」というレベルで考えた場合でも、梁啓超がルソーの「民約論」はブルンチュリ的な国家有機体説と全く相容れないとみなしていたか否かという点は、慎重に考慮する必要があるだろう。

例えば、「立国の理論」としての「民約論」に触れた「論政府与人民之権限」において、梁啓超は、一方で国家の成立の原理は「民約」によるとしつつ、「政

61 『新民叢報』24号、1903年2月11日。『文集』之十四、30-31頁。

62 梁啓超は同じ題目の文章を『新民叢報』32号（1903年5月25日）に發表しているが、「著者の感ずるところが別にある」として、38・39号に大幅に内容を書き換えて同文を掲載した。

府と人民の上に、別に人格を持った国家が存在して（政府と人民を）団結させ、統合し、国家が唯一最高の主権を掌握し、政府も人民もともにその下に生息する」<sup>63</sup>と述べる。つまり、梁は、理論的にいえば、国家は「民約」によって成立するものであるとする一方、現実の国家では、政府や人民を超えて独自の人格を持つ国家が主権を持つとするのである。このことは、少なくとも「理論」として見れば、ルソーの民約論はブルンチュリの国家有機体説と両立しようと梁啓超が考えていたことを示すものではないだろうか。<sup>64</sup>

そして、この発言を、「盧梭学案」に引用された「ルソーは民約が成立する以前は、全ての人がみな自ら主権を有しており、この権と自由権は完全に一体をなしていたが、民約が成立すると、主権は一人の手にあるのではなく、この『衆人之意』に存する。つまり、いわゆる『公意（＝一般意志）』がそれである」<sup>65</sup>という一節と合わせて考えると、梁啓超がここでイメージする「人格を持つ国家」とは、政府と人民の上位にあって、「公意」をその意志とする存在であるかのようにすら思える。

さらに、「盧梭学案」に「ルソーの考えでは、公意は体、法律は用、公意は無形、法律は有形である。公意は見ることはできないが、国人が公意の存する所と公認したものを、法律という。なので、公意は常に善良であるが、法律は決して常に善良たりうるわけではない」<sup>66</sup>とあるのを見ると、「国家」の意志たる「公意」は、いささか乱暴な比喩を用いれば、あたかも「良知」のようなものとしてイメージされていた可能性もあるかもしれない。

実は、「政治学大家伯倫知理之学説」が発表後の梁啓超の文章においても、こ

---

63 『新民叢報』3号。『文集』之十、1頁。

64 なお、注62で言及した旧バージョンの「政治学大家伯倫知理之学説」では、ブルンチュリの国家学説の特徴として、「ブルンチュリ氏は理論的に国家を論ずることを好まず、歴史的に論じた」とした上で、「民約による主権についても、彼はその誤謬を弁じたのではなく、歴史的実実に符合しない以上、自身は雷同できなかったのである。故に、ブルンチュリ氏の説は、事実に帰着するものであり、有史以来の史実に即して国家を研究したというのが、その長所である」（『新民叢報』32号、「学説」7頁）と記されていることからみて、梁啓超は、ルソーの「民約論」とブルンチュリの議論の間に「次元の違い」があると理解していたことは看取しうる。

65 『清議報』99冊。『文集』之六、104頁。

66 『清議報』99冊。『文集』之六、106頁。

れに類似した「国家観」がうかがえる。

「近世第一大哲康德之学説」<sup>67</sup>の中で、梁啓超は、カントの道德論で「良心之自由」が論じられている部分に案語を付して次のように述べる。

基本的にいって、カント氏の良心説と国家論者の主権説は非常に類似している。

主権は絶対的なもの、無上なものであり、命令的であって命令を受けるものではない。およそ人民の自由は、みな主権を源泉としており、人民は国家主権の付与する自由の範囲内において自由であるが、主権には服従せねばならない。

良心もまた同様で、絶対的で無上であり、命令的である。私の自由の権理が成立しうるのも、良心あつてのこと、真我あつてのことであるから、良心に服従せねばならず、真我に服従せねばならない。<sup>68</sup>

さらに梁啓超は、カントの良心説を王陽明の良知説と関連づけ、「王陽明も良知は命令的だとしており、良知に服従することが道德的責任だとしている」とした上で、「陽明の良知は、カントの真我であり、その学説の基礎は全く同じである」<sup>69</sup>と述べる。

実は、ここに言及されている、主権を「絶対的」「命令的」とする「国家論者」の「主権説」は、「政治学大家伯倫知理之学説」で示されるブルンチュリの主権

---

67 この文章の前半部分は、梁の渡米前の『新民叢報』25、26、28号（1903年2-3月）に掲載されたが、後半部は同誌の46・47・48合併号（名目上は1904年2月発行）に掲載されている。この合併号については、注1前掲の「『東邦協会会報』の受贈書目に見える『清議報』『知新報』『新民叢報』一覽」には受贈の記載が無いが、44・45号、49号の受贈記録から見て、実際の発行は1904年の半ば頃と推測される。ちなみに、以下に引用する部分は全て合併号に掲載された部分である。

なお、この文章の内容も、基本的にはフイエ『理学沿革史』を踏まえたものであることは、注41前掲の宮島論文において指摘されているが、同時に、その内容の取捨にあたってはかなり梁啓超の意図が働いていることが、黄克武「梁啓超与康德」（『中央研究院近代史研究所集刊』30期、1998）において詳論されている。

68『文集』之十三、62頁。

69『文集』之十三、63頁。

理解とは少々異なる。梁啓超は、ブルンチュリの主権論の要点を5つ挙げるが、その第5項に、主権は有限なものであり、「国法」によって制限を受ける部分があると記されている。<sup>70</sup>

他方で、「盧梭学案」では「主権の形が外に発現したものが、衆人が共同して制定した法律である」<sup>71</sup>、「法律はその趣旨から言えば常に公正であるが、それを議論し制定するとなると、常に全て公正であることは不可能である。故に常に修正、変更してそれを正さなくてはならない」<sup>72</sup>とあり、ルソーの主権は法律によって制限を受けることはありえない。

従って、「近世第一大哲康德之学説」のこの案語に見える「国家論者」の「国家観」には、ルソーの名は直接言及されないものの、実質的にはルソーの国家主権論がそこに滑り込まされているといつてよい。<sup>73</sup>

もちろん、梁のいう「国家論者」の言は梁啓超自身の見解を示すものではなく、梁以外の「国家論者」の言を引いたとすることも不可能ではないが、梁啓超にとって「国家主義者」の代表ともいえるブルンチュリの見解と異なる議論を取上げて挙げるということは、やはりこの「国家論者」の主張は、梁自身のものだと考えるのが自然だろう。

さらに、この案語から類推すると、ルソーの「民約論」は「歴史的事実」ではなく、「立国の理」を述べたものとする見方は、あたかも、王陽明の「良知説」が、「現実の人間の記述」ではなく、「人のあるべき姿を示した理論」であるともいいうるということにも類似しているように思われる。

そして、梁啓超のこの時期以降の「ルソー批判」は、主として「現実」と「理論」のレベルの違いを弁えずに、「民約論」をそのまま中国の国家建設に応用しよう

---

70 『文集』之十三、87頁。

71 『文集』之六、104頁。

72 『文集』之六、107頁。

73 「近世第一大哲康德之学説」には、簡単ではあるが、カントの政治論も紹介されており、その冒頭には「カント氏の政治論は、ほとんどルソーの民約の主旨と全く同じである」（『文集』之十三、65頁）とある。カントの政治論には梁啓超は特にコメントを付していないので、それが梁自身の見解とどの程度一致するかは軽々に論じられないが、少なくとも梁啓超がカントの政治論に否定的な見解を持っていたとすれば、否定的なコメントも付けずにわざわざここに紹介する必要は無いであろう。

とすることへの批判であるように見える。逆にいえば、梁啓超が「民約論」を「理論としてみても誤りである」（これは「不十分である」「不足がある」ということとは別問題である）と考えていたかといえ、それはいささか疑問である。

#### 4 おわりに

梁啓超は「政治学大家伯倫知理之学説」の「発端」で、彼の執筆意図として、「ルソーの学説が中国に普及した結果として生じた弊害」を挙げている。これは、当時盛んになりつつあった革命論の多くが、ルソーの学説を根拠としていたことも意識しての発言だと考えられるが、梁自身は「この論は革命をするか否かとは関係ない」<sup>74</sup>とする。ただ、「三 論民主政治之本相及其価値」において、ブルンチュリの共和政体批判を挙げていることから見て、実質的には「革命批判」を展開しているともいえる。その意味で、この文章は、梁啓超のそれまでの「政治学案」とはいささか性質を異にした「論争的文章」であった。そして、「論争的文章」である以上、単なる「学説紹介」とは異なり、論争の相手を説き伏せねばならない。それもあってか、梁啓超はブルンチュリの共和批判を紹介した後、長文の按語を付して、ブルンチュリの共和政体の価値についての議論は確かに優れたものだが、なお不十分なところがあるとして、さらにボルンハックの『国家論』を持ち出してその内容を紹介するとともに、梁啓超はこの書について「原書は1896年に出版され、日本の早稲田大学校が三ヶ月前に訳出した、実に最新の学説である（強調は引用者）」<sup>75</sup>と評している。恐らく、梁啓超は、当時の段階では、すでに日本への留学などを通じて、新しい社会科学の知識をもった（その「理解度」はともかくとして）中国人が増加しており、彼らを説得するには、旧説に属するブルンチュリの学説を根拠とするのみでは不十分だと意識していた可能性が高い。

そして、この後まもなく始まる梁啓超の『新民叢報』と革命派の『民報』の間の論争では、それぞれの側が自身の主張の根拠としてあげるのは、ルソーやブルンチュリの学説自体というよりもく（もちろん、彼らの名に言及すること

74『文集』之六、70頁。

75『文集』之六、81頁。

が皆無ということではないが)、主に寛克彦や小野塚喜平次といった当時における「最新の学説」であった。

梁啓超と革命派の間で、当時の日本で流布していた社会科学書を通して、一種の「共通の前提」が共有されていたことはすでに指摘されているが<sup>76</sup>、同時に、そうした「前提」を構成する諸書は彼らにとっては、時代の先端を行く「最新の学説」であるという点において大きな価値を認められていたものと思われる。

それとともに、例えば、梁啓超が寛克彦の「合成意力説」について、「ルソーの総意説を採用したものであるが、ホッブズの権力説を以てこれを補い、さらにカントの責任説を以てこれを補った」<sup>77</sup>ものだとするように、この時点では、ルソーらの「古典的」な学説は、「あれか、これか」という排他的な選択の対象というより、自説の構築のために自在にその一部を組み合わせることができる「素材」としてイメージされていることも見逃せない。

もちろん、梁啓超のこの発言は、あくまで寛克彦の学説の内容を分析したものであるが、革命派との論戦の中で、従来以上に中国の「現状分析」と「問題解決への処方箋」を精緻な形で提示することを迫られる中で、梁啓超自身についても、「今・此処」において有効な自説を構築するために、寛の場合と同様の事象が生じてきたと考えても、全く的的外れとはいえないだろう。<sup>78</sup>

いずれにしても、これらの現象は、中国における近代社会科学の受容が、一つの新たな段階に入ったことを意味するものでもあるが、それが具体的にどのような展開を遂げたかという点については、今後の課題としたい。

#### (附記)

本稿は、2016年度外国語教育研究センター研究プロジェクト「近代東アジアにおけるキリスト教と同時代のヨーロッパ」の成果の一部である。

76 この点については、川尻文彦「梁啓超の政治学——以明治日本の国家学和伯倫知理的受容為中心」(『洛陽師範学院学報』30巻1号、2011)第6章など参照。

77 「答某報第四号對於新民叢報之駁論」(『新民叢報』79号、1906年4月24日)、『文集』之十八、79頁。

78 もちろん、梁啓超が個々の西洋の思想家の学説を積極的に紹介していた時期の議論にもこうした傾向が無かったわけではないが、革命派との論争の中で、それが一層強まっていったということは認められよう。

## 梁啓超国家思想新探

### ——以卢梭“民约论”与伯伦知理“国家有机体说”之关系为中心

高柳信夫

梁启超（1873～1929）是近代中国国家思想奠基人之一。戊戌变法失败后，梁启超逃亡日本。在日本，他通过接触明治时期的日文书籍，吸取各种西方社会科学理论，“思想为之一变”，逐渐摆脱康有为的影响，成为一位国家主义者。

在梁启超的国家思想的形成过程中，卢梭的“民约论”与伯伦知理的“国家有机体说”无疑是对梁氏影响最大的两种学说。同时，伯伦知理强烈批判卢梭“民约论”，指出历史上并没有通过“民约”成立的国家，“民约论”与“国家有机体说”之间存在着深刻的矛盾。然而，梁启超对此两种相互对立学说的态度又是如何呢？

以前，一般认为，梁启超首先接受民约论，鼓吹卢梭式的革命思想。可是1903年梁氏访问美国之后，改变了自己的看法，发表《政治学大家伯伦知理之学说》，积极介绍“国家有机体说”，大力宣传伯氏对卢梭的批评，放弃卢梭民约论。

但是，梁启超早在1899年在《清议报》上连载伯伦知理《国家论》的部分翻译。有些学者指出梁氏的国家观一直是根据伯氏国家学说，基本上笔者也同意此种看法。如果这样的话，梁启超为何能够接受与伯氏学说对立的“民约论”呢？笔者认为，关键在于“民约论”的理论性、虚构性。

《卢梭学案》（1901）指出：“卢梭民约之说，非指建邦之实绩，特以为其理不可不如是云尔。”与此相反，伯伦知理的学说是建立在历史现实上的。也就是说，卢氏与伯氏讨论的对象之间有“层次”上的不同，因此，卢氏学说与伯氏学说不是完全相互矛盾的。（伯氏对民约论的批评可以说是针对将“民约”误解为历史事实的人们的。）

例如，《论政府与人民之权限》（1902）一文同时采取了“民约论”与“国家有机体说”。而且，在《近世第一大哲康德之学说》（后半部）（1904）中，我们可以知道梁启超从美国归来后也没有完全放弃“作为理论的民约论”。

